

住民基本台帳カード・個人番号カードによる転出届（郵送用）

筑北村長 様

下記のとおり、筑北村から転出した（転出する）ので届出ます。

（ 転出証明書の再交付を申請します。）

届出人氏名	
※連絡先	

届出年月日	令和	年	月	日
転出年月日	令和	年	月	日

※転出証明書は発行されません。転出の処理が終わったことを連絡しますので、日中連絡の取れる連絡先を必ず記入してください。

新住所	(アパート名等)	新世帯主
旧住所	長野県東筑摩郡筑北村 (アパート名等)	旧世帯主

筑北村から異動（引越し）する人全員（世帯主含む）	氏名	生年月日	性別	続柄
	(フリガナ)	大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男 女	
	(フリガナ)	大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男 女	
	(フリガナ)	大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男 女	
	(フリガナ)	大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男 女	
	(フリガナ)	大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男 女	

①本人確認のできる身分証明書の写し

- 住民基本台帳カードBタイプ（写真あり）又は個人番号カード（表面のみ）
- 住民基本台帳カードAタイプ（写真なし）の方は、次の1点も同封してください。
（運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳等）
- ※個人番号の通知カードは身分証明書になりませんのでご注意ください。

この用紙の欄をすべて記入し、①を同封の上、下記宛先まで郵送してください。

【宛先】〒399-7501 長野県東筑摩郡筑北村西条4195番地
筑北村役場 住民福祉課 住民係

(注意)

- ①新住所に住所を移してから14日以内に、住民基本台帳カード又は個人番号カードを持参のうえ、転入の届け出とカードの継続利用手続きをしてください。
- ②住民基本台帳カード又は個人番号カードによる転出届は、転出して14日を経過した場合は受付できませんので「郵送による転出届」の書類を作成し、添付書類を同封の上、郵送してください。
- ③転入届を転出予定日から30日以内又は転入した日から14日以内に届け出ない場合、住民基本台帳カード又は個人番号カードは失効します。
- ④転入届け出後、住民基本台帳カード又は個人番号カードの継続利用処理を90日以内に行わない場合、住民基本台帳カード又は個人番号カードは失効します。
- ⑤国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当等の手続きのため、窓口にお越しいただく場合がありますので、あらかじめご確認ください。